

令和 8 年度
堺市スマートハウス化支援事業補助金
申請の手引き
【戸建て住宅へ導入した
住宅用太陽光発電システム
(リース・PPA は除く)】

※リース・PPAの方は別途お問い合わせください。

令和 8 年 6 月 作成

■申請書提出先（問い合わせ先）■

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 環境エネルギー課

TEL : 072-228-7548

FAX : 072-228-7063

受付時間 : 平日 9 : 00~12 : 00、12 : 45~17 : 00

1 事業目的

市内の戸建て住宅、集合住宅、地域会館又は集会所に太陽光発電システムを導入した場合に、要した費用の一部を補助することにより、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

2 事業内容

(1) 補助金名

令和8年度 堺市スマートハウス化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）

(2) 事業予算額

2,500万円（堺市スマートハウス化支援事業補助金全体の予算額）

※堺市スマートハウス化支援事業の今年度の対象機器は太陽光発電システム（複合設置）、ZEH、既設の集合住宅に設置した充電設備、燃料電池自動車です。

(3) 補助対象機器等

次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 補助対象機器に係る領収書等に記載された領収日又は導入された住宅の引渡日が、次の期間内であること。

令和8年2月1日～令和9年1月31日

② 補助対象機器

補助対象機器	要件
太陽光発電システム	<p>次の要件を全て満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電する装置であり、戸建住宅の住居の用に供する部分（以下「住居部分」という。）に電力を供給するために導入されたものであること（可搬式のものを除く。）。2 次に掲げるいずれかの期日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間であること。<ol style="list-style-type: none">(1) 導入に係る支払の領収日(2) 導入された住宅の引渡日3 未使用品であること。4 戸建て住宅に、以下に掲げるいずれかの機器等との組合せにより導入されたものであること。なお、以下のいずれかの機器を既に設置している戸建て住宅に太陽光発電システムを導入した際も、組合せの対象とすることができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(補助対象外だが組合せ条件として認められる機器)</p><ul style="list-style-type: none">・ 定置式蓄電システム・ 燃料電池システム（エネファーム）・ ヒートポンプ式給湯システム（エコキュート）・ 自動車検査証の使用の本拠の位置が当該戸建て住宅の居住者の住所と同じ電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）</div>

③ 補助対象者

次の要件を全て満たす者

1 ②の要件を満たす太陽光発電システムを導入等された方（太陽光発電システムの工事施工事業者及び住宅販売事業者を除く。）。

2 堺市税（個人府民税及び森林環境税を含む）を滞納していないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと（法人の場合は、同法第9条第21号ロに規定する役員がこれらに該当しないこと）。

※ 同じ年度に同じ場所へ設置した太陽光発電システムは申請することができません。

※ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）住宅として申請される場合は、太陽光発電システムへの申請はできません。

(4) 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額	
太陽光発電システムの導入に要する 機器本体額+設置工事費	戸建て住宅	一律4万円

※消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとします。

※値引きがある場合は、値引き後の金額を補助対象経費とします。

3 事業スケジュール

(1) 交付申請受付期間

令和8年6月25日(木)～令和9年2月15日(月)必着

(2) 補助金交付請求書提出期限

令和9年4月7日(水)必着

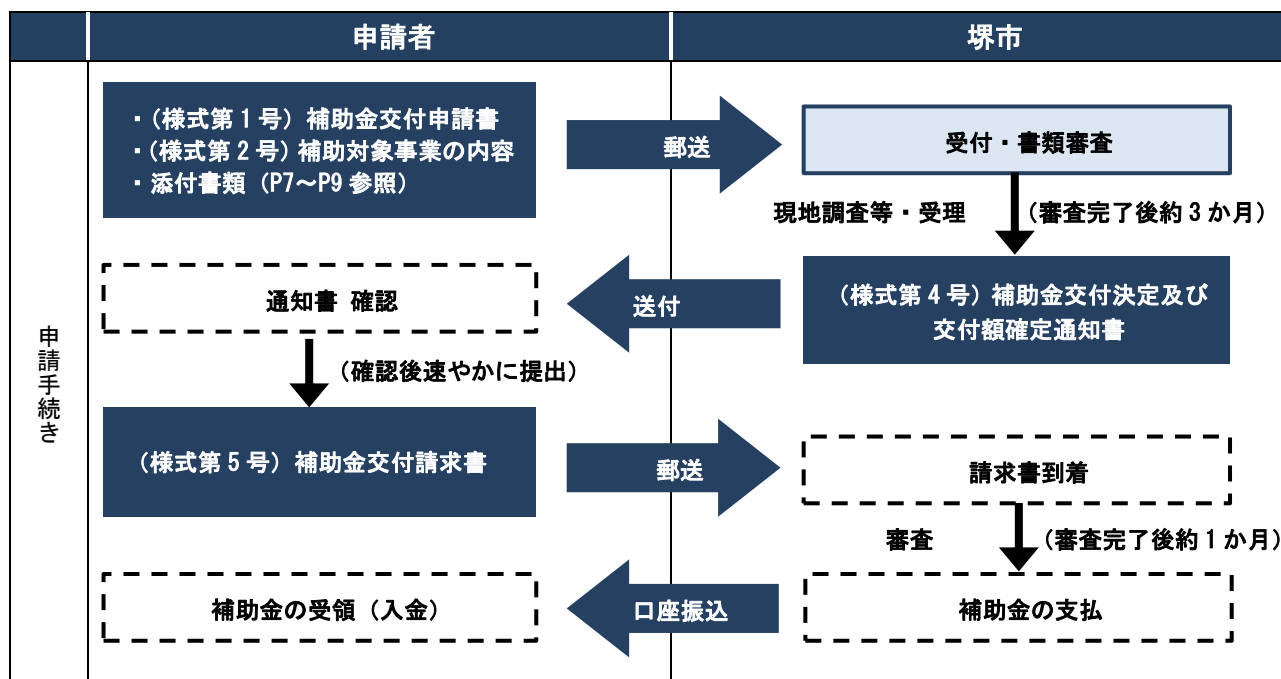
	令和8年												令和9年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
補助対象機器の領収日等	2/1		対		象		期		間			1/31				
交付申請受付期間															※	
請求書提出期限															4/7	

※申請は先着順で受付します。

ZEH等の補助金と合わせて、申請額の総額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※補助金の予算残額等の受付状況は、適時、堺市ホームページで公表します。

4 申請手続き等の流れ



※個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお問い合わせには対応できません。

5 申請・受付

(1) 申請方法

以下のいずれかの方法で申請できます。

※①と②は併用できません。

① 堺市電子申請システムを利用する

申請手続きは電子申請システム及び登録いただいた電子メールにて行います。

※初めて電子申請システムを利用される方は、利用者情報の登録が必要です。

※提出いただいた後、堺市から受付確認の連絡を行います。また、内容の修正、差戻等について連絡させていただく場合がありますので適宜申請システムや電子メールのご確認をお願いします。

② 紙の申請書を記載の上、郵送する

申請書類を堺市ホームページ（次ページ参照）からダウンロードし、必要事項のご記入、必要書類を同封のうえ郵送により提出してください。

なお、郵送の際は書留郵便等、到達日が確認できる郵送方法で提出してください。

※郵便料金を必ずご確認ください。不足が生じた場合受け取ることができません。

(2) 申請受付期間

令和8年6月25日（木）～令和9年2月15日（月）必着

※書留郵便等が堺市役所の休日（土日祝）に届いた場合は、その翌開庁日を提出日として取り扱います。

※先着順ですので、余裕を持って申請してください。

特に郵送の場合は、郵送期間が長くなっておりますので、ご注意ください。

(3) 手続代行者

補助金の交付申請、申請の取下げについて、手続きを申請者に代わり第三者（手続代行者）が代行することができます。

※委任状は不要です。

※電子申請システムでの申請は申請者本人に限られますので、手続代行者は電子申請システムを利用できません。

※代行によるトラブル等について、堺市は一切責任を負いません。

※手続代行者による申請の際も、申請者本人が申請書類や内容を必ず確認してください。

6 その他

- (1) 本補助金の交付を受けた方及び使用者は、補助対象機器を6年の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- (2) 補助対象機器を導入する前に要件の適合の可否等について、不明な点があれば事前に環境エネルギー課までお問い合わせください。なお、正午から12時45分の間は対応する職員の人数が少ないため、対応等にお時間をいただく場合がございます。
- (3) 書類審査の中で必要と判断した場合は、職員が現場確認を行う場合があります。
- (4) 発電設備等が、低周波を含む騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、販売業者や施工事業者等とよく相談の上、周辺の住居等への影響を未然に防止するように、十分な配慮をお願いします。
- (5) 執拗に勧誘し、強引・急な契約を迫って、高額な工事代金を請求する悪質な業者にご注意ください。
※堺市が営業行為等を行うことは、一切ありません。
- (6) 市内事業者の育成及び地域経済活性化のため可能な限り市内事業者の利用にご協力をお願いします。

7 堺市ホームページについて

要綱等の確認や、申請様式のダウンロードが可能です。
必ずご確認ください。

堺市ホームページ

申請様式のダウンロードや受付状況は、こちらのページからご確認ください。

(<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/smarthouse/sumarthouse/index.html>)

堺市 スマートハウス補助金

検索



8 申請書類

7 ページからの表に記載する書類を補助対象機器の導入完了後に必要な書類を全て揃えてご提出ください。なお、必要に応じてその他の資料を追加で求める場合があります。

注意事項

- 補助金申請を予定している場合は、工事請負業者やハウスメーカー等に堺市 HP 掲載の要綱・本手続きの内容確認を依頼してください。
- P8 に記載の「設置した太陽光発電の支払に関する添付書類」において、宛名が2名以上の連名となっている場合は、必ず当事者同士で協議のうえ、いずれか1名を申請者としてください。
(連名での申請はできません。)
- 申請に際して取得した個人情報は堺市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、本手続き以外の目的には利用しません。また、提出された書類は原本を含めて、一切返却しません。個人情報等が記載されている書類は適切に処分します。
- 個人情報保護のため、審査の進捗等に係るお電話でのお問い合わせには対応できません。

【様式の記入方法】

- ①様式のデータファイルにパソコン等で文字入力し、印刷した用紙をご提出ください。
- ②パソコン等による文字入力等が困難な方は、申請者欄に申請者が氏名を記入（自署）してください。
- ③様式第1号は押印不要です。パソコン等での氏名の記載のみ（記名）で可。
- ④申請書に手書きで記入する場合、消えるボールペンは使用しないでください。

【様式の訂正方法】 ※押印での修正は不可

パソコン等で記名している場合：修正液による訂正や二重線による訂正はできません。

新しい申請書で作成し直してください。

自署している場合：二重線で消して訂正し、その上に氏名を自署してください。


【印刷・提出】

- 添付書類も含めて全て A4 片面で印刷してください。(両面印刷は不可)
- 手書きの書面は、必ず、原本を提出してください。(コピーの提出は受理できません)

【その他】

- 様式第1号の下欄「誓約事項及び同意事項」「補助条件」の各項目に同意のチェック☑を入れてください。

必要書類（個人住宅用 P P A 及びリース契約を除く）

区分	書類	具体的事項
申請書類及び申請者に関する添付書類関係	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	<p>○ 「誓約事項及び同意事項」「補助条件」の内容をよくお読みいただき各項目の口欄に☑してください。</p> <p>○ 法人が申請する場合は、様式が異なりますので、事前にお問い合わせください。</p>
	堺市税の納税状況が分かる書類	<p>以下の①、②のいずれかの書類の写しを提出してください。</p> <p>① 令和7年1月1日に堺市内に住民票がある場合 令和7年度の市民税（令和6年中の所得）に係る納税証明書。 市民税が課税されていない（非課税）の方は、令和7年度の市民税（令和6年中の所得）に係る課税証明書。</p> <p>② 令和7年1月1日に堺市内に住民票がない場合 令和7年1月1日において堺市外に住所があることが分かる住民票の写し</p> <p>※本市の納税証明書・課税証明書の発行窓口は各区市民課です。 ※手続きの詳細は、以下の堺市ホームページで確認してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">市税の証明書をとるには</div> <p>https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html</p> 
設置された太陽光発電システム及び併設された機器等に関する書類並びに添付書類関係	補助対象事業の内容に関する書類（様式第2号）	<p>○ 1（1）太陽光発電システム導入場所の区分：戸建住宅に☑、組合せ機器（燃料電池システム、定置式蓄電システム、ヒートポンプ式給湯システム、電気自動車）のいずれかに☑してください。</p> <p>○ 2 手続き代行者（該当する場合）、3 工事請負事業者欄を記入してください。</p>

区分	書類	具体的事項
設置された太陽光発電システム及び併設された機器等に関する書類並びに添付書類関係	設置した太陽光発電の支払に関する添付書類	<p>以下①～③のいずれかの書類の写しを提出してください。</p> <p>① 機器購入費用の記載がある領収書</p> <p>② 領収書に機器購入費用の記載がない場合は機器購入に係る領収書及び購入費用が記載された契約書類等</p> <p>③ 領収書がない（口座振込・ローンなど）場合は、施工事業者が申請者宛に作成した領収等証明書</p> <p>※補助対象経費の領収書が複数ある場合は、それら全てを提出してください。</p>
	戸建住宅の外観に関する添付書類	太陽光発電を設置した戸建住宅の外観を撮影したカラー写真を提出
	太陽光発電システムの設置を確認できる添付書類	<p>電力会社との系統連系が分かる書類の写し（以下の①～④のいずれかを提出）</p> <p>① 関西電力送配電株式会社からの通知文「系統連系に係る契約のご案内」</p> <p>② 一般社団法人 太陽光発電協会（JPEA）からの通知文「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について」</p> <p>③ 関西電力送配電株式会社から送付される「再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約内容のお知らせ」</p> <p>④ その他第三者により系統連系が確認できる書類</p> <p>※①～③は P14～P16 の見本参照</p> <p>※氏名・住所の記載があるもの</p> <p>※発電した電力の全量を戸建て住宅の住居の用に供する部分に供給する場合は、そのことが分かるもの</p>
	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真	<p>太陽光パネルと住宅を撮影したもの</p> <p>※本紙 P10 「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</p> <p>※工事施工会社等が竣工時等の写真を保存している場合がありますので、適宜ご確認ください。</p>
	様式第 2 号で選択した組合せ設置の機器等を確認できる書類 □燃料電池システム	<p>左記 3 種類の機器は以下の①～③のいずれかの写し等を提出</p> <p>① 保証書等の写し（住所・氏名・購入日</p>

区分	書類	具体的事項
設置された太陽光発電システム及び併設された機器等に関する書類並びに添付書類関係	(エネファーム) □定置式蓄電システム □ヒートポンプ式給湯システム (エコキュート)	[保証開始日]・型番 [型式その他] が確認できるもの) ② 出荷証明書の写し (住所・氏名・出荷日・型番 [型式その他] が確認できるもの) ③ 設備外観のカラー写真及び型番 [型式その他] が鮮明に撮影されたカラー写真 (機器ごとに各種 1 枚) <u>※本紙 P10～11「(参考) 写真の撮り方」を参考に撮影</u> <u>※工事施工会社等が竣工時等の写真を保存している場合がありますので、適宜ご確認ください。</u>
	□電気自動車(プラグインハイブリッド車含む) 自動車車検証の写し	電気自動車は自動車車検証の写しを提出してください。(電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し) ※車検証の使用者の住所、使用の本拠の位置等が申請書様式 1 に記載した住所と一致している必要があります。 ※社用車等個人以外の使用に係る電気自動車は申請できません。

以下は必要な場合のみ提出してください。

住宅の引渡日が申請要件となる場合	住宅の引渡証明書等の写し	導入に係る支払の領収日が申請要件となる場合は不要
居宅として登記されている店舗又は事業所等との併用住宅の場合	建物の登記事項証明書等	

※その他必要に応じ申請内容に関する書類を、別途ご提出いただく場合があります。

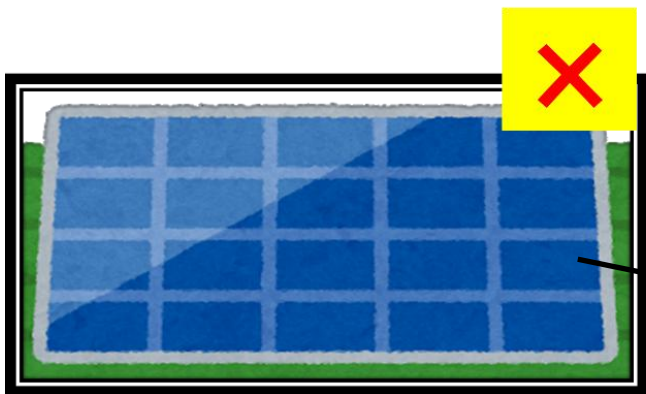
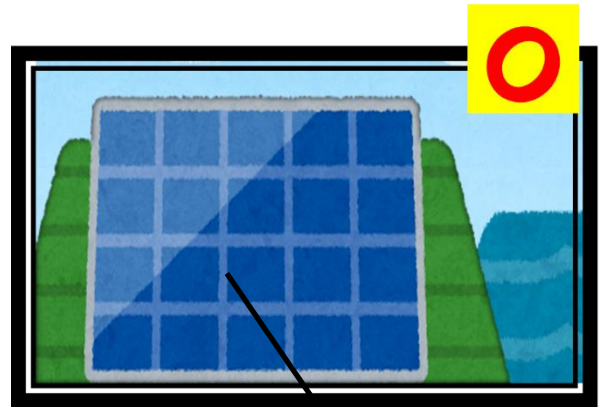
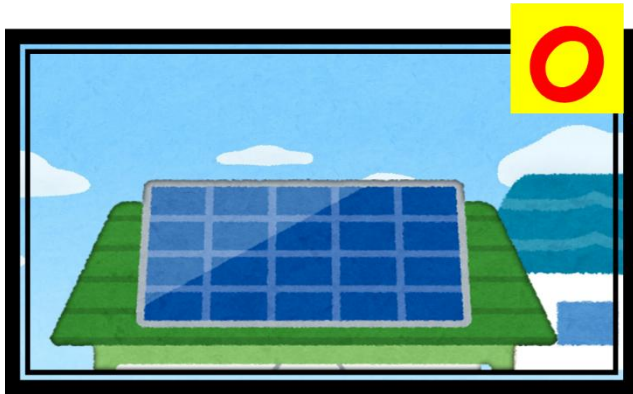
※上記の書類は戸建て住宅に個人が太陽光発電を設置した場合に必要な書類です。リース・PPA・集合住宅・地域会館等の申請方法については、環境エネルギー課までお問い合わせください。

(参考 1) 写真の撮り方

○太陽光パネルのカラー写真の撮り方

- ・太陽光パネルが申請された住宅に設置されていることがわかるように、周りの風景、建物等が写っている写真が必要です。太陽光パネルのみ写っている写真は不可となります。
- ・屋根の一部、遠景でも問題ありません。
- ・設置確認のため、屋根に載っているパネルの写真は必須です。

※工事施工事業者等が竣工時等の写真を保存している場合がありますので、適宜ご確認ください。

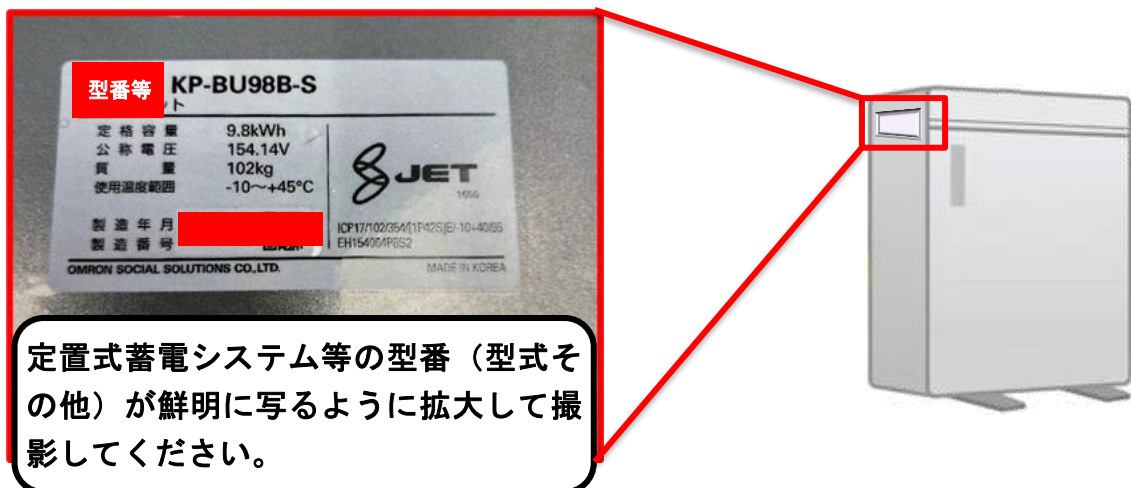


- 太陽光パネルが写っている
(一部でも OK)
- 周りの建物が写っている
- 設置した住宅の外観が写っている
(一部でも OK)

× 太陽光パネルのみ写っている

○燃料電池システム(エネファーム)・定置式蓄電システム・ヒートポンプ式給湯システム(エコキュート)の型式及び型番及び設置状況が分かる写真の撮り方 (2種類撮影・提出)

(例 1) 型番の写真



(例 2) 機器の設置状況が分かる写真

機器全体と背景が写りこむように撮影してください。



(参考 2)

○令和 7 年度からの変更点

変更点	詳細
補助金の一本化	昨年度までスマートハウス化支援事業補助金で太陽光発電システム、ZEH 支援事業補助金で ZEH 住宅への補助を行っていましたが、要綱を 1 つにまとめ、補助金を一本化しました。
電気自動車への補助廃止	令和 4 年度に開始した堺市電気自動車等導入支援事業は終了し、電気自動車への補助は廃止しました。なお、FCV (燃料電池自動車)、既設の集合住宅向け充電設備への補助は引き続き行います。個別にご案内差し上げますので、堺市環境エネルギー課までお問い合わせください。
様式の変更	上記の変更等に伴い、様式を変更しています。申請の際は、必ず今年度の様式をご使用ください。
堺市税の納税状況が分かる書類の変更	市税の納税状況の確認について、令和 7 年度は同意書の提出をお願いしていましたが、令和 8 年度は納税証明書等が必要となります。これにより、電子申請でマイナンバーカードを使って電子署名をする必要がなくなり、電子申請システムが利用しやすくなります。
組合せ対象機器の変更	太陽光発電システムと組み合わせて設置する機器について、HEMS を廃止し、ヒートポンプ式給湯システム (エコキュート) を追加しました。

(参考3)

○よくあるご質問

(質問) 国の補助金との併用は可能ですか。

(回答) 本補助金は堺市単独事業ですので併用可能です。

(質問) 申請書類は区役所にもありますか？

(回答) 区役所には配架していません。堺市ホームページから入手してください。

(質問) 申請書(様式第1号・様式第2号)に振込先を記入する箇所がありませんが、補助金はどのように支払われますか？

(回答) 堺市で申請書類の審査が完了後、補助金の交付決定をお知らせする「補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第4号)」と振込先口座を記入する「請求書(様式第5号)」をお送りします。速やかに様式第5号に申請者の住所・氏名・電話番号と申請者名義の口座を記入例にそってご記入の上、返送してください。

(質問) 太陽光発電の補助要件と ZEH 補助要件の両方に該当する場合はどちらの補助金を選択したらいいですか。

(回答) 太陽光発電の補助額は4万円に対し、ZEHの補助額は10万円または20万円のためZEHで申請する方が多くの補助金の交付を受けることができます。

(質問) 納税証明書はどの年度の分を提出すればよいですか？

(回答) 令和6年中の所得に対して課税された、令和7年度の市民税に係る納税証明書です。令和7年度の市民税納付を確認できる証明書が必要です。
最新年度ではありませんのでご注意ください。

(質問) 既に定置式蓄電システムを導入していますが、太陽光発電システムを設置した場合は補助対象になりますか。

(回答) 既にいずれかの機器の設置があり、太陽光発電システムを導入した場合も補助対象になります。ただし、補助対象期間外に太陽光発電システムを既に設置しており、今回新たに組合せ設備を設置したとしても、当該太陽光発電システムについて遡って補助を受けることはできません。

！提出前に再度ご確認ください！ ※こちらのページは提出不要です。

① 以下の書類が揃っていることと注意点をチェック欄でご確認のうえお送りください。

(※書類の記載内容に不備等があると、修正や差し替え等が発生し手続きに時間がかかることがあります。)

	書面の名称	様式の有無	掲載ページ	
<input type="checkbox"/>	堺市スマートハウス化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	様式あり	P7	
<input type="checkbox"/>	補助対象事業の内容（様式第2号）	様式あり	P7	
<input type="checkbox"/>	納税証明書の写し	—	P7	
<input type="checkbox"/>	補助対象経費の支払が分かる領収書等の写し（以下の3つの中から1つを選択） ・補助対象経費の記載がある領収書 ・補助対象経費の記載がない領収書及び補助対象経費が分かる契約書類等 ・領収書がない（口座振込・ローンなど）場合は、領収等証明書（様式あり）等	任意の様式	P8	
<input type="checkbox"/>	建物外観のカラー写真	任意の様式	P8	
<input type="checkbox"/>	電力会社との系統連系が分かる書類の写し（以下の4つの中から1つを選択） ・「関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内」の通知文 ・「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」【一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）】 ・関西電力送配電株式会社から発行される「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」 ・その他第三者により電力会社との系統連系が確認できる書類（P14～見本参照）	—	P8	
<input type="checkbox"/>	太陽光パネルの設置が分かるカラー写真（P10 写真の撮り方参照）	任意の様式	P8	
組合せ設置された機器に関する書類（以下の4つの機器等から1つを選択）				
<input type="checkbox"/>	■燃料電池システム（エネファーム）	機器の設置が分かる書類の写し(以下の3つの中から1つを選択) ・保証書等の写し ・出荷証明書の写し ・設備外観のカラー写真及び型番【型式その他】が鮮明に撮影されたカラー写真	任意の様式	P9
	■定置式蓄電システム			
	■ヒートポンプ式給湯システム(エコキュート)			
	■電気自動車	・自動車車検証の写し	—	P9
<input type="checkbox"/>	住宅の引渡証明書等の写し→該当する場合	任意の様式	P9	

② 簡易書留など、履歴が残る郵送方法ですか？

③ 郵便料金は確認しましたか？

切り取って封筒に貼ってご活用ください→

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部

環境エネルギー課

提出書類見本

○電力会社との系統連系が確認できる書類

見本

①

2024年1月12日
関西電力送配電株式会社

関西電力送配電株式会社からの系統連系に係る契約のご案内

いつもありがとうございます。
2024年1月4日に受付いたしました〇〇〇〇〇〇さまのお申込みについてご案内申し上げます。

下記のお申込みにつきましては、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件(託送供給約款別冊)」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾します。

- ・受付事業所 : 大阪南電気工事受付センター
- ・受付番号
- ・発電設備設置場所住所 :
- ・発電設備種別 : 太陽光10kW未満
- ・発電出力 : 9.9kW
- ・工事概要 : 計器取付、引込み工事
- ・工事費負担金ご請求金額 : 0円
- ・主要な事項変更の該当有無 : 無
- ・その他連絡事項 : 事業認定書及び竣工届のご提出をお待ちしております。

※国から認定通知書が発行された際には、すみやかにインターネット低圧託送工事申込システム（たくそう君）により提出をお願いいたします。

※弊社系統に発電設備等を連携する際は、お申込みいただきました「保護継電器算定値一覧表」および「屋内配線（受電点からPCSまで）による電圧上昇の簡易計算書」（逆潮流ありの場合）に記載いただいた整定値で確実に工事竣工いただきますようお願いいたします。

※上記資料はご契約者さまに保管いただく必要があるため、確実にご契約者さまへお渡しいたきますようお願いいたします。

※特定契約は弊社が事業認定を確認し、不備がない場合、特定契約が成立します。事業認定取得後は速やかに弊社へご提出ください。認定取得後、定められた運転開始期限までに受給開始しない場合、認定失効または買取期間が短縮されますのでご注意ください。

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下、「再エネ特措法施行規則」という。）第9条第1項第11号に定める「主要な事項の変更による再締結」への該当有の場合、認定取得済みであれば、変更認定を実施する必要があります。また該当無の場合であっても、その後「主要な事項の変更」に該当することが判明した場合は、再発行することになります。

※工事費負担金は再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱に基づき算定しております。

